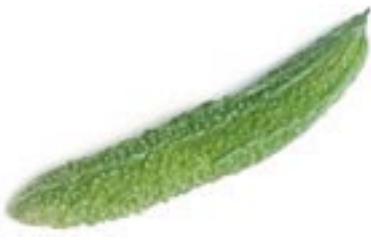




本土から遠隔地にあり、多数の島々から構成される沖縄は、亜熱帯地域の温暖な気候を活かした特色ある農業生産が行われています。しかし、台風・干ばつ・劣悪土壤等の自然条件による生産面の制約、本土市場からの遠隔性、空海路に限定される輸送手段等流通・販売面の制約があり、本土農業とは基礎的な条件を異にしています。特に、離島の離島といわれる沖縄本島周辺

Special  
特集  
Edition

その1



# 沖縄農業の新たな展開を目指して

の諸々では、農業が地域経済の大きな柱であり、その成否が離島における自立的な経済発展の鍵となっています。

このような条件の下で、農業生産の動向についてみると、農地の減少や農業就業者の減少・高齢化等、農業生産基盤の脆弱化が進行しています。農業粗生産額全体では昭和六十年をピークに横這いなし減少傾向にあり、特に基幹作物と言われて久しいさつきび生産はその減少傾向が目立ちています。<sup>1</sup>そのため、気象・土壤の諸条件を踏まえ、基幹作物であり地域経済において重要な役割を担っているさつきびの生産振興を図ることとともに、それ以外の作物についても質・量の面で安定した生産・出荷等を図るために生産・販売体制の整備が急がれるとともに、

一方、沖縄農業だけではなく、全国的に

にも食料・農業・農村をめぐる情勢は、

多様化する消費者、丁々へのきめ細かな対応の必要性等厳しい環境にあります。特に中山間地域等のいわゆる条件不利地域においては過疎化の進行も含め、農業を中心とする地域経済や生活環境の維持する困難な状況も生じてきます。

このような状況に対応するため、経営感覚に優れた効率的・安定的で手の確保を通じ、我が国農業の有する力を最大限に發揮され、安全

で合理的な価格での食料の安定供給と農業・農村における多面的機能の十分な発揮が可能となるよう、我が国の食料・農業・農村政策を再構築することとなり、現行の農業基本法に代わる新たな基本法いわば農政の憲法が制定されることとなります。

以上のような沖縄農業の置かれている厳しい現状の下、農政の大きな転換点にある今、今後の日本の農業の指針となる食料・農業・農村基本法案の概要を紹介するとともに、沖縄農業の新たな展開を目指すための方策として、先頃まとめられた検討会報告書を基に、本土市場への出荷拡大を狙った園芸作物のブランド化の推進方策、また、基幹作物であるさつきびの生産振興策について述べることとします。



# Agriculture

## 1 食料・農業・農村 基本法案について

食料・農業・農村基本法案について  
では、昨年十一月に政府で取りまとめられた農政改革大綱に基づいて法案化が行われ、本年三月九日の閣議決定を経て国会で可決された。

### (1) 目的と理念

本法案の目的は、現行基本法制定後の我が国経済社会と食料・農業・農村をめぐる諸情勢の大きな変化を踏まえ、これまでの農政を抜本的に見直し、生産者だけでなく消費者も含めた国民全体の視点から、我が国の食料・農業・農村に関する政策を再構築することにあります。

また、同法案は、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の十分な發揮について、今日、国民が農業・農村に求めるものを政策推進の基本理念として掲げるとともに、その役割を果たす上で基盤をなす、農村の振興について基本理念を明確にしてきました。

### (2) 基本計画

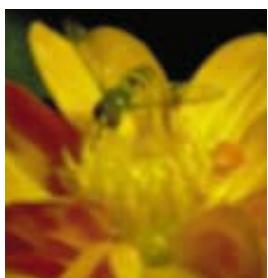
政府は「J」の基本理念に即した諸施策を担保するため、施策についての基本方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に構すべき施策等を明示した基本計画を策定するところなります。「J」の中で、食料自給率の目標について、食料を安定的

に供給するとともに不測の事態における食料安全保障を確保すると、基本的な考え方立ち、また、生産努力目標の策定とその達成を目指した農業生産の展開及び食生活の見直しに向けた運動の展開等の取組みを前提として策定します。なお、同計画は、諸情勢の変化を勘案し、施策効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに変更します。

また、耕作放棄の発生を防止し、公益的機能を確保するという観点から中山間地域等に対し直接支払を行つことなどですが、その対象地域・対象行為等について検討が進められており、十一年度からの実施に向けて検討が行われています。

### (3) 基本的施策

基本理念の実現を目指した基本的施策については、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興に関する施策が盛り込まれていますが、沖縄との関係において特に検討を要する事項として、価格政策の見直しとそれに伴う経営安定策、中山間地域等の直接支払が挙げられます。



以上述べてきた食料・農業・農村基本法案は、国会において審議され、また、関連法案の審議、施策の実現のための検討会が平行して行われているのですが、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を目的としていることから、行政機関や農業関係者だけでなく、消費者や食品産業事業者も含めた国民全体の理解と協力により、その目的を達成できるものと考えております。

また、耕作放棄の発生を防止し、公益的機能を確保するという観点から中山間地域等に対し直接支払を行つことなどですが、その対象地域・対象行為等について検討が進められており、十一年度からの実施に向けて検討が行われています。

## 2 沖縄園芸作物ブランディング検討会報告書

沖縄総合事務局農林水産部

沖縄県、県内農業団体、県内小売業者及び学識経験者等の方々の協力を得て、平成十年七月から四回にわたり、「沖縄園芸作物ブランディング検討会」を開催しました。本検討会では、六つの沖縄を代表する園芸作物（マンゴー、パインアップル、トマヤ、スイカ、テンハジキ、小ギク）に関するブランディング推進のための生産・流通・販売上の課題、具体的な施策を明らかにするとともに、それらを推進する上で必要な組織体制の整備等について検討を行って、一度、報告書を作成しました。

### (1) ブランディングの必要性

沖縄園芸作物は、亜熱帯地域といつ独特的な環境条件を有している中で、市場出荷を行う上で重要な安定生産・出荷・十分な口うりの確保が行われなかつたこと、品質のばらつきがあったこと等から、これまで多くの品目について他産地に市場を奪われることとなりました。このため、今後、本土市場への出荷を拡大し、一層の生産振興を図つて、いくために、新たな視点から組織的な取組を行つて、いく必要がありますが、そのための有効な方途の一つとして、ブランディングの推進が考えられます。

本検討会においては、沖縄園芸作物のブランディングとは、亜熱帯の気候・風土を生かした、優れた特性・品質

を持った商品を、市場の需要に応じて、持続的かつ十分に供給し得る体制を整えることとして、その推進方策について検討することとした。

### (2) ブランディング推進のための具体的な施策

**マンゴー**  
単収の向上、経営規模の拡大を図ることによる、農協への出荷の元化を図り、計画的な供給体制を確立する必要があります。また、高級果実としての潜在需要が大きいと考えられることから、品質面での優位性を確保し、価格形成を主導する地位を確立することも重要です。



パインアップル(生食用)

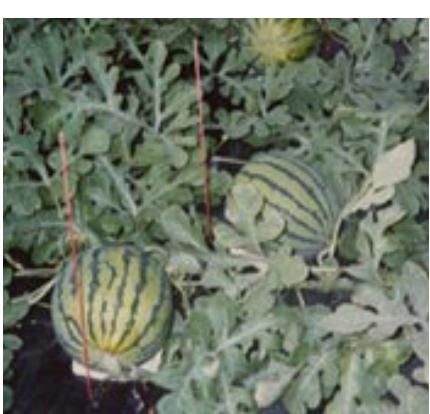
糖酸比の改善等による品質向上、栽培期間の短縮等による生産性の向上と併せて、出荷期間の長期化、加工原料用との最適組み合わせによる収益性の向上等を図る必要があります。また、適熟出荷が重要であるとともに、収穫から販売までの時間を出来る限り短縮する工夫を行つとともに、未熟果・不適果の販売を極力なくすようにして、これでも重要なことです。



トマヤ

健康食品として長寿沖縄のイメージとともに、沖縄の芸能・文化とタッグを組んで販売を行い、また、調理方法の普及や相性の良い食材とセットで紹介するなどにより、日常の食卓のメニューの一つとして定着させる工夫が必要です。

品質向上、二元集出荷によるコストの確保、低コスト化等について取組を強化する等により、他産地との競合に対応していく必要があります。



スイカ





# Agriculture



「エンフアレ

競合先であるタイ等との競争において、生産性の向上、沖縄県産オリジナル品種の育成と当該品種に応した栽培技術の確立等が必要です。また、景気の影響を受けやすい業務用利用だけでなく、一般向けの幅広い需要を開拓していくことも重要です。

小ギク

市場から品質、鮮度、規格等で高い評価を受け、中でも三月は彼岸用として圧倒的なシェアを占めており、すでに責任産地として確立しています。今後も、安定的な出荷を前提として品質向上に努め、需要に見合った計画的生産・出荷を行っていくことが重要です。

を共有し、活用できる仕組みを構築する必要があります。

## 品質保証・認証制度

個々の品目別に、品質規格基準を設定し、品質評価に関する十分な判断能力を有する中立的な機関の統制的指導の下で、各基準項目に関する検定を行うとともに、これらの基準をクリアした商品のみブランド商品として一定の商標やロゴを付与し、出荷していくところの仕組みを作る必要があります。

## 組織体制の整備

情報交流・伝達、品質保証等を行うとともに、マーケティング戦略等生産・流通面における対策を講じるために、産地においてこれらを組織的に行うための体制整備を行う必要があります。なお、体制整備を行うに当たっては、次に示すような段階的な取組が必要です。

- 1 ブランド化推進協議会を設置し、基本方針の策定を行います。
- 2 ブランド化推進機関を設置し、マーケティング構想の策定、品質規格基準の検討等を行います。
- 3 ブランド化対象品目に関する先進的なモデル産地を選定し、生産・流通・販売上の具体的対策を踏まえた濃密指導を行います。
- 4 以上の取組を通して品質基準に適合する商品が一定量出荷できる体制が整った段階で、ブランド商品としての出荷を開始します。

5 一般産地について、モデル産地の実践成果を還元しつつ、栽培技術等に関する普及・啓蒙等を行い、県域(全島)全体のレベルアップを図ります。

また、栽培技術・品質管理レベルの高い産地を逐次拡大し、ブランド商品の販路拡大を図っていきます。

今後は、県、農業団体等を中心とした以上に示された具体的施策を踏まえ、早急にブランド化の推進に向けて実行移してまいります。



## これからのかとうきび のあり方



沖縄総合事務局農林水産部では、沖縄県県内農業団体及び製糖企業、さらには農業試験場や学識経験者等の方々の協力を得て、平成十年五月から五回にわたり、「かとうきび作検討会」を開催しました。本検討会では、今後の内外のかとうきびを巡る環境条件の変化の中で、沖縄農業におけるかとうきび作が存続しうる条件を視野に入れながら、担い手の育成条件、新たな生産システムの構築等、かとうきび作の今後のあり方について幅広く検討を行い、その結果を報告書としてとりまとめました。

以下、報告書の中のかとうきび農業のあり方に関する提言について紹介します。

沖縄総合事務局農林水産部では、かとうきびを中心の農業のままで機能等、その意義や必要性を再度認識し、かとうきび農業・製糖業の今後のあり方等について、生産振興の目標等について議論を深め県民の合意形成を図ることが重要です。

### (2) 担い手の育成と地域生産体制

今後とも沖縄におけるかとうきび農業を振興していくためには、安定的な担い手として、大規模経営農家、「複合経営農家」、「農作業受託組織」及び「農業生産法人」等の担い手の育成が急務であり、離農者の農地のこれら担い手への流動化による経営規模拡大を図ることが不可欠です。

また、将来の担い手農家や生産法人等の育成を展望しながら、集中脱葉施設の導入による地域農業システムの構築等高齢・兼業農家を含めた地域全体のかとうきび生産体制整備も重要課題となっています。そのためには、収穫作業等の機械化の可能な農地の整備・集団化ハーベスター・集中脱葉施設の導入等による機械化や農地の流動化等の一層の推進・機械化による適した新品种や輪・間作等の栽培技術の確立等が課題と言えます。

**(4) 輪・間作の推進**

輪・間作についてせんとうきびの収益性の向上や葉たばこ等の連作障害防止等多くの効果が期待されていますが、輪・間作の確立には栽培技術の確立や販路の確保等多くの課題が残されています。販路の確保については契約栽培方式も提案されていますが、安定した品質・出荷量の確保等個々の農家の対応は難しく、今後、沖縄県、農業改良普及センター、農業試験場、市町村、農協等の一体となった指導体制の確立が不可欠です。



### (1) 県民合意の形成

### (3) 高収益作物の導入

かとうきびは、一層の生産コストの低減、生産性向上が求められていますが、特に離島地域においては、かとうきび以外に生産可能な作物は少なく、かとうきび中心の農業のまま經營規模の拡大を図ったのは、離島の人口の急激な減少を招きかねません。

したがって、かとうきびの経営規模の拡大と生産性の向上を図りつつ、その一方で、それぞれの地域特性、離島の輸送条件等を踏まえ、収益性の高い、付加価値の高い作物の導入を図り、農業総体としては、地域の人口扶養力は落とさないシステムを作る必要があります。

### (5) 機械化体系の確立・普及

#### ハーベスター

今後もハーベスターの役割はますます大きくなりていくことが予想されるため、基本性能を維持しながら小型軽量化・低価格化へ向けた努力が必要です。

今後、大東・八重山地域の大型・中型ハーベスター体系については、ハーベスターの軽量化・低価格化を図ることが重要です。沖縄本島・周辺離島の中型・小型ハーベスター体系については、

一層の小型化・高性能化を図ることが重要です。

また、十一月～十二月の比較的降雨の少ない時期の早期製糖を検討すべきです。そのためには、極早期高糖品種の導入等の条件整備が必要です。

# Agriculture

## 集中脱葉施設

ハーベスターが効率的に稼働できない小圃画のほ場や未整備のほ場が分散している地域において、またハーベスターが稼働できず手刈りを余儀なくされている地域等においては、農家の高齢化等の進展に対応して省力化や収益性の向上を図るために集中脱葉施設の導入を図り、兼業農家を含めた地域農業システムを構築していく必要があります。

この場合、集中脱葉施設から排出されるトランシットから有機質肥料等として農地へ還元することが必要です。



## (6) 農協等のさとうきび生産

近年、一部地域において、農協、製糖企業等が農業生産法人や第三セクターを設立し、さとうきび生産や農作業受託に取り組む事例がみられるようになりました。

これらの生産法人等は、さとうきびの受託作業を行うほか、自らさとうきび経営に取り組むことを事業目的としており、地域におけるさとうきびの今後の担い手の一つの形態として期待されています。

## 休地や荒蕪地が増加しています。

これら利用されない農地を如何にして意欲ある担い手に集積していくかについては、沖縄県、市町村、農協等関係団体の取り組み如何にかかります。

沖縄県、市町村、農協等の関係機関は、農地流動化施策に対する理解を深めるとともに、地域の農業振興ビジョンを明確にした上で、非農業者も含めた地域の合意形成を図りながら、相互に連携してより積極的な農地流動化促進対策の展開を図ることが重要です。



**(8) 側枝苗生産技術の実用化**

側枝苗は、従来の茎節苗に比べ、増殖期間の短縮と高い増殖率、発根苗で活着率が高いこと、基本的には施設内種苗生産のため気象災害の影響が少ないこと、苗ほ面積の削減による一般原料ほの拡大等、多くの利点があります。このため、さとうきびの生産性を向上し、生産農家の経営安定及び農家の所得の増大を図るため、側枝苗種苗の供給体制の確立が急務となっています。



## (7) 農地流動化の推進

今後、意欲ある担い手へ農地を集積し規模拡大を進めながらさとうきび生産の再構築を図ることが課題となっていますが、現実にはさとうきびを中止した農家の農地が他のさとうきび農家に流動化せず、遊



## (9) 製糖企業の経営安定化

製糖企業は従業員の雇用の場の提供、関連産業への波及効果等地域経済を支える重要な産業です。今後とも、製糖企業が存続していくには、製糖コストの低減、製品歩留り率の向上、経営の多角化等による経営基盤の強化を図ることも、生産者の収穫期間に対応した操業期間の設定、製糖時期の早期化等により生産農家と協力して適正操業量の確保に努める必要があります。